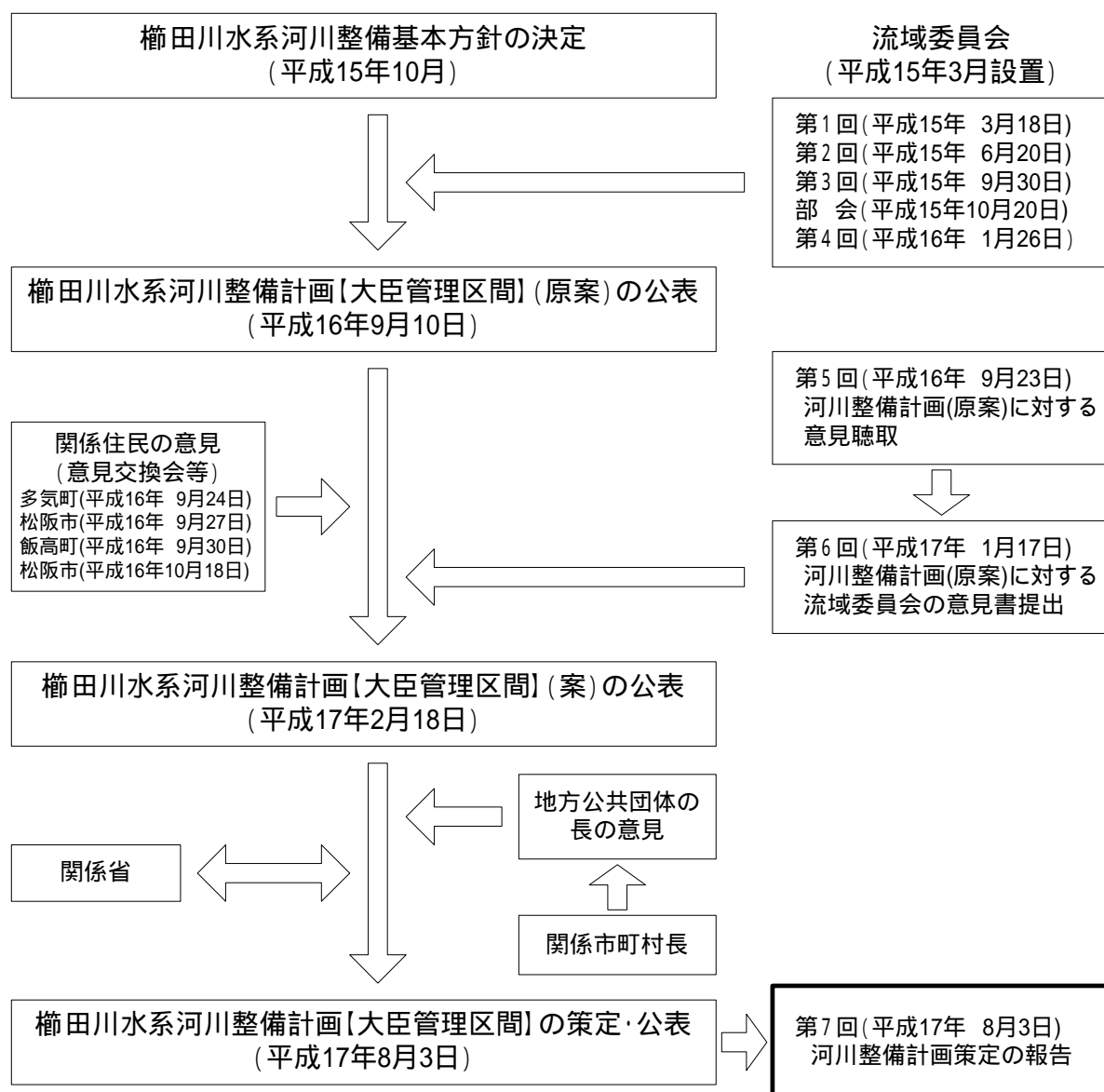


# 櫛田川水系河川整備計画【大臣管理区間】 の策定について

平成 17 年 8 月 3 日

1. 櫛田川水系河川整備計画【大臣管理区間】策定の経過



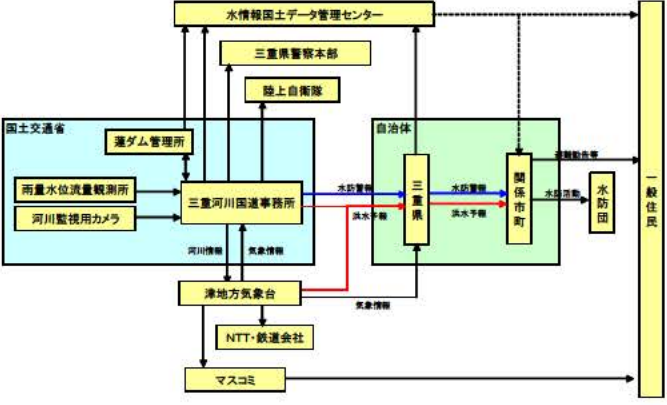
## 2. 主な修正・追加点について

### 2.1 河川整備計画（原案）に対する主な意見と修正・追加点

#### (1) 流域委員会からの意見と反映結果

流域委員会から頂いた意見	榑田川水系河川整備計画
<p>1.1 河川管理者として、治水・利水・環境についてできる範囲で記述すると原案の内容になるが、利水・環境の目標は環境への負荷軽減、流量回復、環境保全のあり方や方向性についてもっと踏み込む必要がある。</p>	<p>治水・利水・環境についてより踏み込んだ目標設定は困難であることから、地域や関係機関と榑田川水系の持つ課題がより共有できるよう河川水の利用や水質の保全の現状と課題を補足し、流水の正常な機能の維持に関する事項において具体的な方向性を示すように、次の記載を行います。</p> <p>(第2章、第1節、第2項、1 河川水の利用、P31) また、下流部における取水の大部分を占めている榑田川沿岸農業水利については、近年水稻の作付品種が変わるなど、営農形態の変化に伴い取水時期が変化してきている。</p> <p>(第2章、第1節、第2項、1 河川水の利用、P33) <u>河川維持流量の減少は、河川に生息する動植物の生息環境や河川水質などに影響を与えるため、河川水量を適切に確保する必要がある。しかし、河川水の利用実態の把握も的確になされておらず、地域や関係機関における情報連絡体制等も十分な整備がなされていない。</u></p> <p>(第4章、第3節、第2項、1 河川水の利用、P86) また、利水者・関係機関と協議会等を設置し情報連絡体制の整備、適正かつ効率的な水利用の合理化を進める。</p> <p>(第4章、第3節、第2項、2 河川の水質保全、P87) 河川の水質については、BODを始め生活環境項目である窒素、リンなどの汚濁物質について採水分析を継続して実施するとともに、良好な水質の維持、保全を図る。</p>
<p>2.1 大平橋の掘削について、平水位以上の場所の掘削だと問題ないとしているが、アユの産卵場としての環境に配慮した整備を行う必要がある。</p> <p>2.2 大平橋付近は、40～50年前は掘削予定地に川が流れていた。周囲をいじれば産卵場にも影響はあると思われる。環境に配慮した整備を行う必要がある。</p>	<p>河道掘削の実施にあたり環境調査を実施することから、次のように補足します。</p> <p>(第4章、第2節、第1項、3 河川整備計画整備箇所、P67) これらの整備の実施により河道掘削などを行う場合には、<u>環境調査を実施するとともに、騒音・濁水対策などに対しても必要な対策を講じる。</u></p>
<p>2.3 掘削箇所は、40年くらい前は右側（左岸側）に澇があったと言われていたが、東黒部の頭首工が設置されたことにより砂礫の移動が止められた可能性があるのではないか。河道の変遷を考慮した整備を行う必要がある。</p>	<p>本河川整備計画において河道の変遷を踏まえながら、掘削形状を検討するため次のように補足します。</p> <p>(第4章、第2節、第1項、1 洪水対策、P56) <u>河道の変遷を踏まえながら、将来の治水上の樹木管理が容易となるよう掘削形状を検討する。</u></p>

流域委員会から頂いた意見	櫛田川水系河川整備計画
<p>2.4 掘削後、ヨシは回復するが、オオヨシキリの生息適地となるまでは、1㎡あたり200～300本必要であることから時間がかかる。意図的にヨシを復元しないと難しい。</p>	<p>誤解を与える表現であったため、次のとおり修正します。</p> <p>(第4章、第2節、第1項、1洪水対策、P58) 図4-2-3 大平橋付近の整備イメージ</p> <p><b>修正前</b> 掘削により高水敷の草地は一時的に喪失する。 高水敷の草地面積が一時的に減少する。</p> <p><u>草地は速やかに回復することが予想されるため、影響は小さいと考えられる。オオヨシキリ、カヤネズミ、サギ・カモ類などの生息可能範囲が減少するが、一時的なものと考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掘削後は自然植生の復元など植生の回復を早める。また、法勾配は緩傾斜とし、自然状態とする。</li> <li>ただし、洪水の流下に支障となる樹木の再生を抑える。</li> <li>工事に当たっては、アユの産卵期を避けるとともに、浮石を埋没させないよう配慮する。</li> </ul> <p><b>修正後</b> 掘削により高水敷の樹木は減少する。 高水敷の草地面積が一時的に減少する。</p> <p><u>樹木に依存する生物の減少が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掘削にあたり環境調査を実施し、環境への影響が最小限となるよう整備を進めるとともに、多様な生物が生息出来るように配慮する。</li> <li>掘削後の法勾配は緩傾斜とし、自然植生の回復を図る。</li> <li>ただし、洪水の流下に支障となる樹木の再生を抑える。</li> <li>工事に当たっては、アユの産卵期を避けるとともに、浮石を埋没させないよう配慮する。</li> </ul>
<p>2.8 大平橋の部分は一番の障害となっていると考えられるため、全体の施工順序を考えると最初に行う必要がある。</p> <p>2.9 橋を架け替えるのならば、桁下を上げるとか橋脚の間隔を広げるなど検討する必要がある。</p> <p>2.10 大平橋は場所を移して架け替える等、もう少し選択肢を広げて検討する必要がある。</p>	<p>大平橋は現時点では位置・構造等について具体化されていないため、次のとおり、注書きを追加します。</p> <p>(第4章、第2節、第1項、1洪水対策、P57) 図4-2-2 水位低下対策位置図とイメージ横断面</p> <p><u>* 改築する大平橋の位置、構造については、今後施設管理者と調整を行い整備する。</u></p>

流域委員会から頂いた意見	櫛田川水系河川整備計画
<p>2.13 原案 P78 図 4-3-4 情報収集の流れが不十分、例えば気象庁、県、自治体からの情報収集もある。</p>	<p>情報収集は双方向にあり、原案 P78 の「図 4-3-4 洪水時における情報の流れ」について情報収集を加えると水防警報及び洪水予測の情報伝達が不明瞭となることから、次のとおりとします。なお、情報収集や配信の流れについては、河川情報システムの整備（P81）や防災意識の向上（P84）も修正します。</p> <p>（第4章、第3節、第1項、3洪水時などの管理、P78）</p>  <p>図 4-3-4 洪水予報・水防警報の情報伝達の流れ</p> <p>（第4章、第3節、第1項、4河川情報システムの整備、P81）  これらから得られる情報は、洪水時においては、蓮ダムや櫛田可動堰等の河川管理施設の操作・洪水時の水位予測や水防活動のために、平常時においては、河川環境の保全や既得用水の取水の安定化などのために河川管理上重要なものであり、常に最適な状態で観測を行えるよう保守点検・整備を実施する。また、気象台、県及び関係自治体と連携して関係情報の収集、共有に努める。</p>
<p>2.15 原案 P25 の浸水想定区域図について左右岸、同時に破堤する可能性は低いので正確さを記す注釈が必要である。</p>	<p>ご指摘については正確さを期すため、浸水想定区域の作成手順を追記します。</p> <p>（第2章、第1節、第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題、P25）</p> <p>図2-1-6 平成6年9月洪水と同規模の洪水により、櫛田可動堰下流で破堤したと想定した場合の浸水想定区域、P25）</p> <p>注）この図は、概ね1kmピッチで破堤点を設定し各破堤点毎にシミュレーションにより浸水エリアを求め、それぞれの浸水エリアを重ね合わせて表示したものであり、浸水する可能性のある区域を浸水深毎に表したものである。なお、流量は蓮ダムで洪水調節を行った後の流量を対象としている。</p>

流域委員会から頂いた意見	櫛田川水系河川整備計画
<p>2.16 防災については、ハザードマップや過去の浸水実績を参考に、災害のときにいかに弱者にも気配りしながら避難するか、また災害後のライフライン等の復旧に対して、どう協力しながら早期に復旧をさせていくか、日頃から考えておく必要がある。</p>	<p>昨年の全国至る所での豪雨災害を受け、昨年12月2日に「総合的な豪雨災害対策についての提言」が出されております。</p> <p>ご指摘につきましても次のとおり本河川整備計画を補強します。</p> <p>(第4章、第3節、第1項、5 防災意識の向上、P84)</p> <p>洪水時において、迅速かつ的確な水防活動が行われるため、平常時から河川管理者と水防団等との共同による合同巡視や防災訓練の実施、情報交換などを密接に行い、相互の協力体制を一層推進する。また、洪水による被害を最小限にとどめ、地域住民の防災意識の向上を図るため、市町村が作成する洪水時の破堤等による浸水状況と避難方法等の対策に係る情報を住民にわかりやすく提供することを目的としたハザードマップや既往洪水の実績等を関係機関と協力し、地域住民に提供するとともに、地域住民、企業、マスコミ及び行政が各自の危機管理に係る責任・役割を明確にし、各々の連携を強化する。</p> <p>(第4章、第3節、第1項、6 危機管理、P85)</p> <p>計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生した場合においても、被害を軽減するため、光ファイバー網などの情報基盤の整備により、浸水などの危険性に関する情報、リアルタイムの水位、流量などの河川情報の収集を行い、既往洪水の浸水実績などを踏まえ、市町長の避難勧告または指示が適切かつ迅速に発令されるよう関係行政機関へ河川情報の提供の強化を図る。</p> <p>また、地域住民が洪水、高潮などに対する知識・意識を高めることを目的として平成14年に告示・公表を行った櫛田川浸水想定区域図を基に、洪水時の避難行動のため、住民にわかりやすい形で各市町のハザードマップが作成・公表・周知されるよう支援を行う。</p> <p>一方、地域住民に対しても、河川情報や作成されたハザードマップなどが有効利用され円滑かつ迅速な避難活動等ができるように啓発活動を行うとともに、関係機関等と連携し高年齢等の災害時要援護者の円滑な避難行動支援体制の構築に向けて取り組む。</p>
<p>3.1 流量回復に対するソフト対策について、宮川でも議論していることから具体的な対策を考えていくことが必要である。</p>	<p>流量回復のソフト対策については、河川水の利用実態を把握し、合理的な水利用について関係者と協議する協議会を年度内に設ける予定であり、次のとおり追加します。</p> <p>(第4章、第3節、第2項、1、 安定的な水利用への対応、P86)</p> <p>利水者・関係機関と協議会等を設置し情報連絡体制の整備、適正かつ効率的な水利用の合理化を進める。</p>
<p>4.4 ダム下流のアーマーコート化、これだけに限らず弾力的な運用(攪乱等)を考えていく必要がある。</p>	<p>弾力的な運用については、その可能性を検討していきたいと考えており、次のように修正します。</p> <p>(第4章、第2節、第3項、3、 蓮ダム貯水池の水質保全、P73)</p> <p>ダム下流の河床のアーマーコート化や糸状緑藻類の発生という現象に対しては、河川環境の回復を図るため、砂利をダム下流へ人工的に供給するなど、川が本来持つ川底環境の復元のための方策について検討を行い、その結果を踏まえて対策を講じる。</p>

流域委員会から頂いた意見	櫛田川水系河川整備計画
<p>4.5 被川における水量調節については、櫛田川の洪水時には、被川の水門を閉じているが、基本的には水を流すこととし、プール等といったことで切り抜けるのではなく水門構造上の問題であれば改修する必要がある。</p>	<p>図 4-2-15 ( P72 ) のみの対策しか行わないとの誤解を与えるため、次のように修正します。</p> <p>( 第 4 章、第 1 節、第 3 項、2、 被川の河川環境の保全、P72 )</p> <p>図 4-2-15 被川の河川環境の保全の<u>一つのイメージ</u></p>

(2) 関係住民からの意見と反映結果

関係住民から頂いた意見	櫛田川水系河川整備計画
<p>2.16 護岸については、コンクリート単床ブロックが良い。一般的に大きな石を組むといいというが、長い年月がたつ間に砂利が埋まり、ウナギやカニが入る穴がなくなりあまり良くない。(松阪会場)</p> <p>2.17 櫛田川出張所の西側の上流側、低水護岸が必要とあるが、水源地ができて 40 年変化していないため、工事は必要はない。工事するにしても巨石を積みめば十分だと考える。(松阪会場)</p> <p>2.18 櫛田可動堰～櫛田出張所の間、洪水が出るたびに護岸が欠けていく。この間の堤防の拡幅をやるなら、まず護岸工事をして欲しい。(松阪会場)</p>	<p>原案には、護岸整備における生物の生息環境への配慮が記載されておりませんでしたので、次のように記載を追加します。</p> <p>( 第 4 章、第 2 節、第 1 項、1 洪水対策、P59 )</p> <p>低水護岸については水際植生の回復などを図るとともに<u>生物の生息環境にも配慮する。</u></p>

### (3) その他、修正した主な事項

・平成16年9月の台風21号の台風について追加しました。

(第1章、第1節、第2項、1水害の歴史、P8)

榊田川における過去の洪水は表1-1-2に示すように台風に起因するものが多く、破堤による氾濫等による浸水等により、人家や農作物等に多大な被害をもたらしてきた。特に昭和34年9月の伊勢湾台風は流域全体で死者・行方不明者16人、被災浸水家屋3,814戸という大災害をもたらした。また、近年においても昭和57年8月の台風10号、平成6年9月の台風26号、平成16年9月の台風21号で家屋の浸水、田畑の冠水等の被害が生じ、平成6年9月洪水と平成16年9月洪水では一部において計画高水位を上回り、漏水が発生するなど堤防が危険な状態であった。

(第2章、第1節、第1項、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題 案P20)

その後、浸水被害を生じた庄地区の築堤を行うとともに、本川下流部の漏水箇所における漏水対策を実施し、さらに、水位低下のため平成12年には蓮ダム<sup>さんびきだ</sup>の操作規則の変更を行った。

平成16年9月には、平成6年9月洪水を若干下回る洪水が発生し、魚見橋上下流や近鉄榊田川橋梁下流などで漏水が発生し堤防が危険な状態となった。また、本川上流では右岸相可地区で家屋1戸、16.2K付近の三疋田地区<sup>さんびきだ</sup>で計画高水位を上回り家屋1戸の浸水被害が発生した。

これらから、平成6年9月洪水と同規模の洪水が再来した場合、本川下流においては、大平橋による堰上げなどにより、一部区間において計画高水位を越えることが想定される。

(第4章、第3節、第1項、2 平常時の管理、P75)

河道内樹木群については、動植物の生息・生育地であるとともに良好な景観を形成しており、引き続き保全に努めるものとするが、輪中(1.8K付近)周辺や平成16年9月洪水により浸水被害を受けた新両郡橋(13.6k)付近から上流などのように、樹木群が拡大し洪水の流下に支障となる場合には河川環境や出水時の河岸侵食の抑制機能への影響も考慮した上で、伐採、間引、移植など必要に応じた樹木管理を行う。

・榊田可動堰について、検討委員会が設置されたため修正しました。

(第2章、第1節、第1項、洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題、P28)

榊田可動堰の前身は、三重県が農業用水の取水を目的として昭和30年、10.4k付近に設置した固定堰であるが、洪水流下の支障となっていたため、昭和34年の伊勢湾台風の災害を契機に建設省が可動ゲートを設置し、昭和44年に可動堰化した。この堰は構造上メンテナンスが難しい構造となっており、ローラーゲートのローラーが腐食により回転不能となるなど老朽化が進んでいることから、関係機関等と「榊田川可動堰技術検討委員会」(平成16年1月設立)を設置し対策の基本方針の検討を行っている。

・「かんがい区域」は、「かんがい面積」に修正します。

(第3章、第4節、第2項、1 河川水の利用、P52)

河川水の利用に関しては、松阪市等地域経済の発展や地域住民の生活に欠かせない各種用水について、既設蓮ダムにより確保されているが、近年の少雨化傾向などにより河川の水量が減少している。このため水利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努める。

かんがい用水については、営農形態、かんがい面積等が変化していることから、適宜、水利使用の見直しを図る。また、将来、水利用の変化が生じた場合においても適正な水利使用が維持できるよう適宜見直していく。

・水利使用の見直しは、利水者との調整も必要であるから、「早急」を「適宜」に修正します。

(第3章、第4節、第2項、1 河川水の利用、P52)

河川水の利用に関しては、松阪市等地域経済の発展や地域住民の生活に欠かせない各種用水について、既設蓮ダムにより確保されているが、近年の少雨化傾向などにより河川の水量が減少している。このため水利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努める。

かんがい用水については、営農形態、かんがい面積等が変化していることから、適宜、水利使用の見直しを図る。また、将来、水利用の変化が生じた場合においても適正な水利使用が維持できるよう適宜見直していく。

・河川管理施設等とは、河川管理施設及び兼用工作物を含むことから、表題にも「等」を付けて修正します。

(第4章、第3節、第1項3 河川管理施設等の災害復旧、P80)

出水等による漏水や河岸の侵食等により堤防の安全性が損なわれる等、河川管理施設等が損壊した場合には、速やかに復旧する。



・表現をわかりやすく、以下のように修正します。

(第4章、第3節、第1項6 危機管理、P85)

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生した場合においても、被害を軽減するため、光ファイバー網などの情報基盤の整備により、浸水などの危険性に関する情報、リアルタイムの水位、流量などの河川情報の収集を行い、既往洪水の浸水実績などを踏まえ、市町長の避難勧告または指示が適切かつ迅速に発令されるよう関係行政機関へ河川情報の提供の強化を図る。

これ以外は市町合併等や、原案公表後に変化のあったものについて修正を行っています。

## 2.2 河川整備計画を作成する段階での修正事項

河川整備計画(案)に対して、三重県及び関係省からは、特に意見は提出されていません。